

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 特定施設の構造等変更許可申請
- 指定居室サービス事業者の指定

環境管理課  
指導監査室

### 【公告】

- 平成三十年度行政書士試験の実施
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

総務学事課  
県民生活交通課

- 土地改良事業施行認可申請の縦覧

耕地課  
治山課

- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効

建築指導課

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

- ” ”
- ” ”

” ”

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第三百九十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年七月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 ユーサン精密株式会社

住 所 加賀郡吉備中央町下加茂1825

氏 名 代表取締役社長 中西 正浩

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 ユーサン精密株式会社第一工場

所在地 加賀郡吉備中央町下加茂1825

# 平成30年7月10日 岡山県公報 第12006号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（バレル 洗浄装置）		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（L-22 -3）		同左	
能	力	2本/時		同左		2.3t/時		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	2	3	26.5	27.8	42.0	43.5	同左	
	p H	13	13	同左		9	10		
	B O D (mg/L)	10	30			10	30		
	C O D (mg/L)	20	60			20	60		
	S S (mg/L)	80	150			80	150		
	油 分 (mg/L)	2	5			10	30		
	T-N (mg/L)	5	25			30	40		
	T-P (mg/L)	0.1	0.1			30	50		
	Z n (mg/L)	-	-			4	12		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	3			5	25	33	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成30年7月10日 岡山県公報 第12006号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（L-22 -4）		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（L-22 -5）		同左	
能	力	2.3 t / 時		同左		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	42.0	43.5	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	p H	9	10						
	B O D (mg/L)	10	30						
	C O D (mg/L)	20	60						
	S S (mg/L)	80	150						
	油 分 (mg/L)	10	30						
	T - N (mg/L)	30	40						
	T - P (mg/L)	30	50						
	Z n (mg/L)	4	12						
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	3	5	25	33	3	5	25	33	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成30年7月10日 岡山県公報 第12006号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後		廃止	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設(L-22-7)		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設(L-21)		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設(L-22-1)	
能	力	2.3 t/時		同左		120串/時		同左		1.6 t/時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左		工事着手後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	42.0	43.5	同左	同左	7.0	8.0	同左	同左	31.0	32.0
	p H	9	10			9	10			9	10
	B O D (mg/L)	10	30			10	30			10	30
	C O D (mg/L)	20	60			20	60			20	60
	S S (mg/L)	80	150			80	150			80	150
	油 分 (mg/L)	10	30			10	30			10	30
	T-N (mg/L)	30	40			23	45	30	40	10	25
	T-P (mg/L)	30	50			30	50	同左	同左	30	50
	Z n (mg/L)	4	12			4	12			-	-
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	3	5	25	33	3	5	25	33	-	-

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成30年7月10日 岡山県公報 第12006号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	工程排水処理施設A				同左				
種 類 及 び 型 式	中川化学社製連続式排水処理装置				同左				
構 造	鋼板製（一部コンクリート製）				同左				
主 要 寸 法	2,650 c m×550 c m×530 c m				同左				
能 力	8 m <sup>3</sup> /時				同左				
処 理 の 方 法	中和，凝集沈殿，ろ過吸着				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	－				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	－				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	－				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	187.0	188.5	187.0	188.5	180.2	191.3	180.2	191.3
	p H	9	10	6～8	5.8～8.6	同左			
	B O D (mg/L)	10	30	5	10				
	C O D (mg/L)	20	60	10	30				
	S S (mg/L)	80	150	20	40				
	油 分 (mg/L)	10	30	2	3				
	T－N (mg/L)	23	45	23	45	22.3	33.8	22.3	33.8
	T－P (mg/L)	20	40	1	2	同左			
	Z n (mg/L)	10	30	2	2				
	アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	3	5	3	5	16	21	16	21

平成30年7月10日 岡山県公報 第12006号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		工程排水処理施設C				同左			
種 類 及 び 型 式		中川化学社製連続式排水処理装置				同左			
構 造		鋼板製（一部コンクリート製）				同左			
主 要 寸 法		1,590 c m×500 c m×395 c m				同左			
能 力		4 m <sup>3</sup> /時				同左			
処 理 の 方 法		中和，凝集沈殿，ろ過吸着				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				同左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				同左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	84.8	98.5	84.8	98.5	90.1	95.7	90.1	95.7
	p H	9	10	6～8	5.8～8.6	同左			
	B O D (mg/L)	10	30	5	10				
	C O D (mg/L)	20	60	10	30				
	S S (mg/L)	80	150	20	40				
	油 分 (mg/L)	10	30	2	3				
	T－N (mg/L)	23	45	23	45	22.3	33.8	22.3	33.8
	T－P (mg/L)	20	40	1	2	同左			
	Z n (mg/L)	10	30	2	2				
アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	3	5	3	5	16	21	16	21	

# 平成30年7月10日 岡山県公報 第12006号

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	工程排水処理施設D				同左				
種 類 及 び 型 式	中川化学社製連続式排水処理装置				同左				
構 造	鋼板製（一部コンクリート製）				同左				
主 要 寸 法	11,500 c m × 2,400 c m × 3,600 c m				同左				
能 力	0.6 m <sup>3</sup> /時				同左				
処 理 の 方 法	中和, 凝集沈殿, ろ過吸着				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	21.0	23.0	21.0	23.0	5.0	7.2	5.0	7.2
	p H	9	10	6~8	5.8~8.6	同左			
	B O D (mg/L)	10	30	5	10				
	C O D (mg/L)	20	60	10	30				
	S S (mg/L)	40	75	10	20				
	油 分 (mg/L)	10	30	2	3				
	T-N (mg/L)	1	1	1	1				
	T-P (mg/L)	1	1	1	1				
	Z n (mg/L)	-	-	-	-				
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	-	-					



# 平成30年7月10日 岡山県公報 第12006号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 2 (工程排水処理施設A, C)				No. 3 (工程排水処理施設D)			
	変更前		変更後		変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m <sup>3</sup> /日)	271.8	287.0	270.3	287.0	21.0	23.0	5.0	7.2
pH	6~8	5.8~8.6	同左		6~8	5.8~8.6	同左	
BOD (mg/L)	5	10			5	10		
COD (mg/L)	10	30			10	30		
SS (mg/L)	20	40			10	20		
油分 (mg/L)	2	3			2	3		
T-N (mg/L)	23	45	22.3	33.8	1	1	同左	
T-P (mg/L)	1	2	同左		1	1		
Zn (mg/L)	2	2			-	-		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	3	5	16	21	-	-		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年7月10日から同月31日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び吉備中央町役場

平成30年7月10日 岡山県公報 第12006号

◎岡山県告示第三百九十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成三十年七月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

JUNOデイサービスセンター国分寺

2 所在地

岡山県総社市宿一五九番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社JUNO

2 所在地

岡山県総社市泉一五番地四六

三 指定年月日

平成三十年七月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一二四七

五 サービスの種類

通所介護

〔三三四〕行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第三条第一項の行政書士試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。なお、試験の施行に関する事務は、同法第四条第一項の規定により、一般財団法人行政書士試験研究センターに行わせる。

平成三十年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時

平成三十年十一月十一日（日曜日）午後一時から午後四時まで

二 試験の場所

山陽女子中学校・高等学校（岡山市中区門田屋敷二丁目二番一六号）

三 試験の科目及び方法

1 試験の科目

(1) 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 四十六題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成三十年四月一日現在施行されている法令に関して出題する。

(2) 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 十四題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解についてそれぞれ出題する。

2 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験によって行う。

(2) 出題の形式は、1(1)については択一式及び記述式、1(2)については択一式とする。なお、記述式は、四十字程度で記述するものを出題する。

四 受験願書及び試験案内の配布

1 窓口配布

(1) 配布期間

平成三十年七月三十日（月曜日）から同年八月三十一日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 配布場所

ア 一般財団法人行政書士試験研究センター

イ 岡山県庁（県民室及び総務部総務学事課）

ウ 各県民局地域政策部総務課

エ 各県民局地域政策部地域総務課

オ 岡山県行政書士会

2 郵送配布

住所、氏名及び郵便番号を記載し、百四十円分の切手を貼付した返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の受験願書が折らずに入る大きさのもの）を同封した上、郵便で平成三十年八月二十四日（金曜日）（必着）までに請求すること。

請求先 〒二五二一〇二九九 日本郵便株式会社相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

五 受験手続

1 郵送による受験の申込み

(1) 受験願書の受付期間

平成三十年七月三十日（月曜日）から同年八月三十一日（金曜日）まで（同日の消印があるものまで受け付ける。）

(2) 受験願書の受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課。受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、簡易書留郵便で郵送すること。

(3) 提出書類

受験願書（顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

2 インターネットによる受験の申込み

(1) 受験の申込みの受付期間

平成三十年七月三十日（月曜日）午前九時から同年八月二十八日（火曜日）午後五時まで

(2) 入力に当たっての注意事項

ア 入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp/>）で確認すること。

イ 平成三十年八月二十八日（火曜日）は回線が混雑し、インターネットがつながりにくくなることが予想されるため、早めに申し込むこと。

ウ 平成三十年八月二十八日（火曜日）午後五時までに申込みの入力を完了していない場合は、接続中又は入力中であっても受験の申込みができなくなるので注意すること。

3 受験手数料

七千円。試験案内に記載する方法により払い込むこと。

(1) 払込みに要する費用は、申込者の負担とする。

(2) 払い込まれた受験手数料は、天災等の理由により試験を実施しないこととした場合等を除き、返還しない。

(3) インターネットにより受験の申込みを行う場合は、所定のクレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストアで払い込むこと。

4 試験に関する問い合わせ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話番号〇三―三二六三―七七〇〇

六 特例措置の実施

身体の機能に障害のある者で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込み等受験に際して特例措置を希望するものは、事前の申請の手続が必要となるため、受験の申込みを行う前に必ず一般財団法人行政書士試験研究センターに相談すること。

七 合格発表

1 合格発表の日時

平成三十一年一月三十日（水曜日）午前九時

2 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板及び同センターのホームページ並びに岡山県総務部総務学事課前及び同課のホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/5/>) に合格者の受験番号を掲示するとともに、同センターから受験者に可否通知書を郵送する。

〔三三五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年七月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フォレストフォーピープル岡山

三 代表者の氏名

山下 武伺

四 主たる事務所の所在地

高梁市落合町阿部八六六番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、人・自然・社会の関係性を大切に考え、それらをつなぐ人づくりを推進する。青少年を対象とした地域の伝統的な生活文化や豊かな自然を活かした体験的な学びや環境教育を通して、健全な人づくり、里山文化の継承、自然環境の保全を推進し、持続的に発展する社会の実現を図ることを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類及び役員に関する事項

# 平成30年7月10日 岡山県公報 第12006号

〔三三六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあつた新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

平成三十年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

高崎土地改良区

二 地区名

六間丘3番川地区（非補助土地改良（農業用排水施設）事業）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

平成三十年七月十日から同月三十一日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔三三七〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

平成三十年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

阿新二三	登 録 番 号	
橋本 澄男	氏 名 又 は 称	生 産 事 業 者
新見市神郷高瀬三四九六一二二	住 所	
種穂の採取 幼苗の育成 幼苗以外の 苗木育成	生 産 事 業 の 内 容	
橋本澄男苗畑住所地に 同じ	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	



平成30年7月10日 岡山県公報 第12006号

〔三三八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年七月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見一三三〇―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市連島町連島一四二―二九八ファールシルA棟二〇一

内田 友規

三 許可番号

岡山県指令建指第七四号

〔三三九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市二宮字岡東一九七七、一九八二―二、一九八二―一四、一九八四―八、一九八六―三、二〇一三―五、二〇一三―二〇、字中一九七八の一部

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市山北五二〇

津山市長 谷口 圭三

三 許可番号

岡山県指令建指第九〇号

〔三四〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手烏帽子形八八九一、八八九七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社一丁目二一〇一〇号クオリア二〇二号室

中村 嵩

三 許可番号

岡山県指令建指第一〇五号